

倫理規程・行動指針・品質方針の趣旨

2016年7月1日施行

株式会社山貴建設

株式会社山貴建設は、役員及び全スタッフが順守すべき倫理規程を定め、これを「株式会社山貴建設倫理規程」として社会的に宣言する。

役員及び全スタッフは、損害保険事故復旧工事の事業を営むために、保険事故対象者及び社会の信頼に応え本規程を十分に認識し、順守しなければならない。

復旧工事の実施にあたっては、対象者の協力があってはじめて復旧工事が成立することを自覚し、保険事故対象者の立場を尊重しなければならない。また業務について教育・指導する際には、本規程にもとづいて、倫理的な問題について十分配慮し、施工関係者に注意を促さなければならない。

プライバシーや権利の意識の変化などにもなって、近年、保険事故対象者に対する社会の側の受け止め方には、大きな変化がある。施工関係者の社会的責任と倫理、保険事故対象者の人権の尊重やプライバシーの保護、被りうる不利益への十二分な配慮などの基本的原則を忘れては、保険事故対象者の信頼及び社会的理解を得ることはできない。施工関係者は、復旧工事の目的や手法、その必要性、起こりうる社会的影響について何よりも自覚的でなければならない。

損害保険事故復旧工事会社の発展と質的向上、創造的な復旧工事業務の一層の進展のためにも、本規程は社会的に要請され、必要とされている。本規程は、役員及び全スタッフに対し、復旧工事の実施、成果の報告に至る全プロセス及び、施工関係者の教育において、倫理的な問題への自覚を強く促すものである。

倫理規程

この倫理規程は、株式会社山貴建設の役員及び全スタッフに適用されます。

第1条(目的)

損害保険事故の復旧工事業務に関し、公平・正確・迅速な施工管理業務を行うことにより、損害保険業界の健全な発展を図ることを目的とします。

第2条(規律の順守)

法令及び、日本損害保険協会の行動規範・指針等・ガイドライン並びに当社倫理規程・行動指針・品質方針を順守します。

第3条(信義誠実の原則)

社会活動を営む上で、他人の信頼や期待に応えて、信義に従い誠実に行動しなければならない。

第4条(秘密保持の義務)

業務上知り得た秘密については、秘密保持の義務を厳守し、また、これらの秘密を業務以外の目的に利用してはならない。退職後も同様とします。

第5条(個人情報保護の義務)

業務上取り扱う個人情報については、個人情報保護マネジメントシステム(Pマーク)の規程により適切に取り扱うこととします。

第6条(他の専門資格者等の役割を尊重)

他の専門資格者等の役割を尊重し、良好な協力関係を構築しなければならない。

第7条(反社会的勢力の対応)

社会の秩序や国民の安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、その不当な要求に応ずることなく、対応しなければならない。

以上

行動指針・品質方針

1.(安心・安全の確保)

- ・提供する全ての商品・サービスにおける安全・安心の確保に努めます。
- ・労災事故・第三者事故・交通事故等全ての災害を徹底的に回避し、安全第一で工事に努めます。

2.(質の高い商品・サービスの提供)

- ・常にお客様に満足して頂ける有用で良質な商品・サービスを提供していきます。
- ・お客様の意向・要望を的確に把握し、その意図することへの万全の対策を期し、事業の見直しに常時留意します。
- ・お客様の資産を無駄にしないよう、企業としてより一層の原価低減に努めます。

3.(専門技術の権威保持)

常に、現状に満足することなく、幅広い知識の吸収と技術の向上に努め、お客様の良きパートナーとして業務に当たります。

4.(中立・独立性の堅持)

建設業に関係ある製造業者と、中立・独立性を害するような利害関係を持ちません。

5.(アフターサービスの提供)

- ・復旧工事に対し、「保証書」を発行いたします。
- ・お客様から不具合の情報を入手した場合、直ちに事実確認、内容精査を実施し、遅延なく緊急の対応に努めます。
- ・常に不具合の情報を共有し、原因究明を実施し、再発防止策を検討します。

6.(人事マネジメント)

- ・人事教育の重要性を認識し、OJT教育・OFFJT教育を充実し、社員が目標を持った教育カリキュラムを運用します。
- ・良識ある社会人として行動し、職場の秩序を維持し、会社の名誉・信用を損なうような言動はいたしません。
- ・全社ネットワーク化を実施し、全ての業務において組織全体の処理能力を向上させることはもとより、迅速さにおいてもお客様の満足度の向上を図ります。

以上